平成26年度の中山間地域等直接支払制度の取組状況について

１　県の基本的な取組

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金制度は、平成22年度から高齢農家も安心して取り組める制度に見直しされ、「第３期対策」として始まりました。

また、第３期対策の２年目である23年度から、知事特認基準を設け、隠岐地域の平坦農用地についても生産コスト差に応じて交付金の対象としています。

26年度には、次の取組を行いました。

①集落連携に向けた体制整備：農地保全活動支援員等の推進

②制度の適正な実施：抽出検査の実施等

２　平成26年度実施状況

（１）市町村数

県内全19市町村で実施されました。

（２）協定数

①協定の数の増減

協定の増加・減少はありませんでした。

（単位：協定数）

	平成26年度 A	平成25年度 B	増減 A－B	対前年比 A／B（%）
集落協定	1,288	1,288	0	100.0%
個別協定	51	51	0	100.0%
合　　計	1,339	1,339	0	100.0%

②協定数の異動内訳

協定の増加・減少はありませんでした。

（単位：協定数）

集落協定		協定数	摘　　要
増加	新規	0	
	復活	0	
減少	廃止	0	
	統合	0	
合　　計		0	

個別協定		協定数	摘　　要
増加	新規	0	
減少	廃止	0	
合　　計		0	

（３）交付対象面積等

①交付対象面積

制度に取り組む面積は、17ヘクタール増えています。

また、交付面積の262ヘクタールは、隠岐の特認基準に係るものです。

（単位：ha）

	平成26年度 A	平成25年度 B	増減 A－B	対前年比 A／B（%）
集落協定	12,631	12,615	16	100.1%
うち隠岐平坦地	262	259	3	101.2%
個別協定	670	669	1	100.1%
合　　計	13,301	13,284	17	100.1%

②地目・基準別内訳

協定農用地の多くが（９４％）田での協定となっています。

（単位：ha）

	田	畑	草地	採草放牧地	計
急傾斜	6,897	73	1	412	7,383
緩傾斜	5,422	205	2	2	5,631
高齢化	0	25	0	0	25
隠岐平坦地	245	4	13	0	262
計	12,564	307	16	414	13,301

③協定締結率　（単位：ha、%）

	平成26年度	平成25年度
交付面積	13,301	13,284
対象農用地	15,050	15,093
協定締結率	88.4%	88.0%

（４）交付金額

交付金額は、1.6百万円増加しています。

集落協定で1.4百万円増加し、個別協定で0.2百万円増加しました。

（単位：百万円）

	平成26年度 A	平成25年度 B	増減 A－B	対前年比 A／B（%）
集落協定	1849.3	1847.9	1.4	100.1%
うち隠岐平坦地	21.4	21.2	0.2	100.9%
個別協定	38.9	38.7	0.2	100.5%
合　　計	1888.2	1886.6	1.6	100.1%

（５）協定の取組内容

協定の取り組み内容に変更はありませんでした。

①単価の区分

［協定数］ （単位：協定数）

項目	平成26年度 A	平成25年度 B	増減 A－B	対前年比 A／B（%）
基　礎　単　価	308	308	0	100.0%
体制整備単価	1,031	1,031	0	100.0%
合　　計	1,339	1,339	0	100.0%

［協定数増減の内訳］ （単位：協定数）

項目	増加		減少		合計	摘要
	新規	移行	廃止	移行		
基　礎　単　価	0	0	0	0	0	
体制整備単価	0	0	0	0	0	
合　　計	0	0	0	0	0	

［面積］ （単位：ha）

項目	平成26年度 A	平成25年度 B	増減 A－B	対前年比 A／B（%）
基　礎　単　価	1,841	1,846	▲ 5	99.7%
体制整備単価	11,460	11,438	22	100.2%
合　　計	13,301	13,284	17	100.1%

②体制整備単価の取組内容（集落協定）

取組内容（選択項目）		協定数	割合
A要件	①協定農用地の拡大	78	8%
	②機械・農作業の共同化	203	20%
	③高付加価値型農業の実践	39	4%
	④地場産農作物等の加工・販売	33	3%
	⑤農業生産条件の強化	64	6%
	⑥新規就農者の確保	12	1%
	⑦認定農業者の育成	11	1%
	⑧多様な担い手の確保	4	1%
	⑨担い手への農地集積	26	3%
	⑩担い手への農作業の委託	73	7%
B要件	１　集落を基礎とした営農組織の育成	37	4%
	２　担い手集積化	39	4%
C要件	集団的かつ持続的な体制整備	827	80%

※　A要件、B要件、C要件に重複して取り組んでいる協定もある

②加算の状況　　（単位：協定数）

項目	平成26年度 A	平成25年度 B	増減 A－B	対前年比 A／B（%）
規　模　拡　大	24	24	0	100.0%
土地利用調整	8	8	0	100.0%
小規模・高齢化集落支援加算	52	52	0	100.0%
農業生産法人設立	1	1	0	100.0%
特定農業法人設立	7	7	0	100.0%
集落連携促進加算	0	0	0	－
合　計	92	92	0	100.0%

※　複数の加算措置に取り組んでいる協定もある

※　集落連携促進加算は、平成25年度に措置

【用語について】

①基礎単価

適正な農業生産活動等に取り組む場合の単価（体制整備単価の８割）。

②体制整備単価

適正な農業生産活動等に加え、機械・農作業の共同化等の体制整備に取り組む場合の単価（通常単価）。

③加算措置

より積極的な取組を行う場合において、別途加算される措置。

④規模拡大加算

担い手が新たに利用権等を設定した農用地を５年以上耕作する場合の加算。

⑤土地利用調整加算

担い手に対し、新たに協定面積の一定割合以上において利用権等を設定する場合の加算。

集落協定のみが対象となる。

⑥小規模・高齢化集落支援加算

近隣集落が、小規模・高齢化集落の対象農用地を含めて協定を締結した場合の加算。

⑦法人設立加算

新たに特定農業法人又は協定農用地面積の一定割合以上を対象とした農業生産法人を設立する場合の加算。

⑧集落連携促進加算

制度に取り組んでいる集落が、未実施集落と連携し、地域活性化を担う人材確保等の取り組みを行う場合の加算